

様式例第7号の1

農委公示第 号

別紙の土地は、農地法第7条第1項による買収すべき農地又は採草放牧地であると認められるので同条第2項の規定に基づき公示する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

(別紙)

買 収 す べ き 土 地							備 考
大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者の氏名 又は名称及び住所		

(記載要領)

- 「買収すべき土地」欄は、その法人若しくはその一般承継人が所有する農地又は採草放牧地の全部、又はその法人若しくはその一般承継人以外の者が所有する農地又は採草放牧地その法人若しくはその一般承継人の耕作若しくは養畜の事業に供されているものの全部について所有者ごとに一括した形で記載する。
- 「面積」欄は、登記簿に記載又は記録された地積を記載し、農業委員会が登記簿に記載又は記録された地積に代わる実測に基づく面積を認定したときは朱書をもって併記する。
- 相続等により「所有者の氏名又は名称及び住所」欄に記載する所有者と登記名義人とが異なる土地については、その土地の「備考」欄に登記名義人を記載する。
- 買収すべき土地が借地でその土地の所有者の所有する竹木があるときは、その種類を「備考」欄に記載する。

様式例第7号の2

農地法第7条第2項の規定に基づく縦覧

別紙の土地は、農地法第7条第1項による買収すべき農地又は採草放牧地であると認められるので同条第2項の規定に基づき平成 年 月 日から平成 年 月 日まで当農業委員会事務所において縦覧に供する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

(別紙)

法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地						
買 収 す べ き 土 地						備 考
大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者の氏名 又は名称及び住所	

(記載要領)

- 1 別紙は、様式例第7号の1により公示した別紙による。
- 2 縦覧に供する書類は、2部作成する(縦覧書類1部、所有者に対する通知1部)。
- 3 縦覧に供する期間は、公示の日の翌日から起算して1か月とする。

様式例第7号の3

農地法第7条第2項の規定に基づく公示に係る通知

番 号
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

別紙のとおり、平成 年 月 日付けで農地法第7条第2項の規定に基づく公示をしましたので、その旨を通知します。

(別紙)

法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地						
買 取 す べ き 土 地						備 考
大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者の氏名 又は名称及び住所	

(記載要領)

別紙は、様式例第7号の1により公示した別紙による。

様式例第7号の4（法人あて）

農地法第7条第3項の規定に基づく通知

番 号
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

貴法人所有地のうち下記1の土地については、農地法第7条第1項の規定により買収すべき農地又は採草放牧地と認められるので、同条第3項の規定に基づき通知します。

なお、下記2の期間内に農地法第2条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至った旨の同法第7条第5項の規定による届出があり、かつ、審査の結果、その届出が真実であると認められるときは、当該農地又は採草放牧地は買収すべき土地ではなくなりますので、期間内に当該届出を別紙により行ってください。

御不明の点については、農業委員会にお問い合わせください。

記

1 買収すべき農地又は採草放牧地

大字	字	地番	地目	面積 (㎡)

2 届出に係る期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(記載要領)

別紙は様式例第7号の5を添付する。

(法人が賃借権等を取得している農地等の所有者あて)

農地法第7条第3項の規定に基づく通知

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

農業委員会会長 印

貴殿所有地のうち下記1の土地については、農地法第7条第1項の規定により買収すべき農地又は採草放牧地であると認められるので、同条第3項の規定に基づき通知します。

なお、当該土地につき賃借権等を取得している法人から、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に、農地法第2条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至った旨の同法第7条第5項の規定による届出があり、審査の結果、その届出が真実であると認められるときは、買収すべき土地ではなくなります。

また、下記の2の期間に、所有権の譲渡しをし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除等をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除等をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該農地又は採草放牧地は農地法第7条第1項の規定に基づく買収をしないこととなります。

所有権の譲渡、賃貸借の解除等については農地法第3条第1項又は同法第18条第1項の許可が必要であり、御不明の点については、農業委員会にお問い合わせください。

記

1 買収すべき農地又は採草放牧地

大 字	字	地 番	地 目	面積 (㎡)

2 所有権の譲渡、賃貸借の解除等の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

ただし、当該土地につき賃借権等を取得している法人から農地法第7条第5項の規定による届出があり、これにつき同条第6項の規定による公示があった場合における期間満了の日は、その公示の日の翌日から起算して3か月以内となります。

(記載要領)

通知の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地法第7条第5項の規定に基づく届出

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

印

下記のとおり、農地法第2条第3項各号に掲げる要件の全てを満たすに至った旨の届出を同法第7条第5項の規定に基づき行います。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積 (ha)	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

ア 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

イ 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
公示日の属する年 (実績又は見込み)		

(2) 農地法第7条第5項の届出時

ア 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

イ 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
届出日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

(3) 要件を満たすために行った措置の詳細

--

3 農地法第2条第3項第2号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

構成員全ての状況

ア 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

議決権の数の合計
農業関係者の議決権の割合

イ 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)

議決権の数の合計
農業関係者の議決権の割合

(留意事項)

- 1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。
また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。
- 2 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）のいずれかに基づく認定です。
- 4 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

(2) 農地法第7条第5項の届出時

構成員全ての状況

ア 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

議決権の数の合計
農業関係者の議決権の割合

イ 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)

議決権の数の合計
農業関係者の議決権の割合

(留意事項)

- 1 構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。
また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。
- 2 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)のいずれかに基づく認定です。
- 4 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

--

4 農地法第2条第3項第3号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(2) 農地法第7条第5項の届出時

理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

--

5 国家戦略特別区域法第18条第1項関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容		その事業に従事する理事等の氏名	年間従事日数	
原料又は材料として使用する生産農畜産物	製造又は加工品の名称		直近実績	見込み

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください。)

(2) 農地法第7条第5項の届出時

国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容		その事業に従事する理事等の氏名	年間従事日数	
原料又は材料として使用する生産農畜産物	製造又は加工品の名称		直近実績	見込み

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください。)

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

--

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。実績はその法人の決算に基づき記載し、実績がない場合は空欄としてください。
- 4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものが法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」と記載してください。
- 6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 7 「5 国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況」の「国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業」とは、その生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業です。

様式例第7号の6

農地法第7条第5項の規定に基づく届出がなかった旨の通知

番 号
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付け第 号をもって農地法第7条第3項の規定に基づく通知を行ったところですが、貴法人から同条第5項の規定に基づく届出が平成 年 月 日から平成 年 月 日の間になかったので、その旨を通知します。

貴法人が、農地法第7条第3項の規定に基づく通知に係る農地又は採草放牧地について、平成 年 月 日から平成 年 月 日の間に所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該農地又は採草放牧地は、同条第1項の規定に基づく買収をしないこととなります。

なお、所有権の譲渡、賃貸借の解除等については農地法第3条第1項又は同法第18条第1項の許可が必要であり、御不明の点については、農業委員会にお問い合わせください。

様式例第7号の7

農委公示第 号

農地法第7条第1項の規定に基づき平成 年 月 日付け農委公示第 号を公示したが、同条第5項の規定に基づく届出があり、審査の結果、その届出が真実であると認められることから、同項の規定に基づき農委公示第 号は取り消すものとする。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

様式例第7号の8

農委公示第 号

農地法第7条第1項の規定に基づき平成 年 月 日付け農委公示第 号を公示したが、同条第5項の規定による届出があり、審査の結果、その届出が真実であると認められないことから、同条第6項の規定に基づきその旨を公示する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

様式例第7号の9

農地法第7条第5項の規定に基づく公示の取消しに係る通知

番 号
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

農地法第7条第3項の規定に基づき平成 年 月 日付けの通知を行ったところですが、貴法人から同条第5項の規定に基づく届出があり、審査の結果、その届出が真実であると認められることから、同項の規定に基づき農委公示第 号を取り消したのでその旨を通知します。

農地法第7条第6項の規定に基づく公示に係る通知

番 号
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付け第 号をもって農地法第7条第3項の規定に基づく通知を行ったところですが、貴法人から同条第5項の規定に基づく届出があり、審査の結果、その届出が真実と認められないことから、同条第6項の規定に基づき公示したので、その旨を通知します。

貴法人が、農地法第7条第3項の規定に基づく通知に係る農地又は採草放牧地について、平成 年 月 日から平成 年 月 日の間に所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該農地又は採草放牧地は、同条第1項の規定に基づく買収をしないこととなります。

なお、所有権の譲渡、賃貸借の解除等については農地法第3条第1項又は同法第18条第1項の許可が必要であり、御不明の点については、農業委員会にお問い合わせください。

(第5号) 立木

所有者	住所						
	氏名又は名称						
物件の表示						対価 (円)	備考
〇〇郡〇〇市区町村							
大字	字	地番	樹種	数量	樹令		
小計							

(第6号) 水の使用に関する権利

所有者	住所			
	氏名又は名称			
内容		対価 (円)	備考	
小計				

(記載要領)

- 1 この買収計画書は、その土地の所有者ごとに作成し、同一世帯に二人以上の所有者がある場合は、各所有者ごとに別紙として作成する。
農地及び採草放牧地は、別様にする事なく、それぞれ一括して記載する。
同一所有者の所有地の上に、先取特権、質権若しくは抵当権又は所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分執行に係る権利（以下「担保権等」という。）がある場合、当該土地は別紙として作成する。
- 2 「所有者」欄は、所有者が法人である場合、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 3 附帯施設を買収するときは、土地、建物その他の工作物、立木又は水の使用に関する権利の別に作成し、農業上の利用のため特に必要と認める理由を「備考」欄に記載する。
- 4 一筆の土地の一部を買収するときは、あらかじめ分筆しておくことが望ましいが、やむを得ない場合には「備考」欄にその旨を記載し、土地の確定に必要な実測図を添付する。
- 5 土地の表示並びに所有者の住所及び氏名又は名称が登記簿の記載又は記録と一致していない場合は、「土地の表示」欄及び「所有者」欄に、登記簿の記載又は記録を併せて朱書きで記載する。また、農業委員会が登記簿に記載又は記録された地積に代わる実測面積を認定したときは、「面積」欄にこれを併せて朱書きで記載する。
- 6 「対価」欄は、地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。）が買収令書を作成する際に記載する。その土地の上に土地所有者の所有する果樹、茶園、桑樹等の竹木がある場合には、その数量、種類、樹齢等を「備考」欄に記載する。
- 7 「担保権の内容」欄は、その土地の上にある先取特権、質権又は抵当権の各権利ごとに内容（担保権者の住所及び氏名又は名称、担保権の種類、担保権の設定年月日、順位、被担保債権額、被担保債権の弁済期日）を記載する。債務者がその土地の所有者以外のときは、その住所及び氏名又は名称を「備考」欄に記載する。
「仮登記上の権利」の「仮登記の設定年月日」欄は、その土地につき所有権に関する仮登記上の権利の設定年月日のほか、不動産登記法（平成16年法律第123号）第105条第1号又は第2号の別を記載する。
- 8 その土地が年賦償還中のものについては、年賦未済元金を市町村に連絡して「備考」欄に記載する。
- 9 「賃借権等の内容」欄は、その土地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権等があるときは、それらの権利の内容を記載する。
- 10 過失がなくその土地の所有者を確知することができないため、農地法第7条第2項各号のに掲げる事項を通知しなかった場合には、その事由を記載する。
- 11 その土地が差押中であるときは、「備考」欄に差押中である旨及び差押債権者の氏名又は名称（国税滞納処分による差押中であるときは徴税庁の名称）を記載する。
- 12 各葉の継目には当該農業委員会会長の印をもって契印をし、余白には斜線を引く。

農地法第8条第2項の規定に基づく通知

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

農業委員会会長 印

貴殿が先取特権、質権若しくは抵当権又は所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に関する権利を有する下記の土地について農地法第7条第1項の規定による買収を行うこととなりましたので、対価の供託の要否を平成 年 月 日までに地方農政局長に申し出ることが必要であることを同法第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 買収に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 買収に係る土地の所在、地番、地目及び面積
- 3 その他必要な事項

(記載要領)

- 1 通知の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「地方農政局長」とあるのは、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第7号の13

農委公示第 号

農地法第9条第1項の規定に基づき地方農政局長から下記の土地に係る買収令書の謄本の交付を受けたので、同条第3項の規定に基づきその旨を公示する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

記

土地の表示						所有者の住所及び 氏名又は名称	買収の期日	備考
市町村	大字	字	地番	登記簿地目	面積 (㎡)			

(記載要領)

- 1 「地方農政局長」とあるのは、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 2 別添として地方農政局長から交付を受けた買収令書の謄本を添付する。

農地法第9条第3項の規定に基づく縦覧

別添のとおり地方農政局長から買収令書の謄本の交付を受けたので、農地法第9条第3項の規定に基づき平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間当農業委員会事務所において縦覧に供する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

(記載要領)

- 1 「地方農政局長」とあるのは、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 2 別添として地方農政局長から交付を受けた買収令書の謄本を添付する。

様式例第7号の15

買 収 令 書							
番 号			平成 年 月 日				
所有者 住所 氏名			地方農政局長 印				
〔 登記名義人 住所 氏名 〕 殿							
農地法第7条及び第12条の規定による買収を下記により行います。							
買収の期日		平成 年 月 日					
対価の支払額	農 地		採草放牧地	附帯施設	計		
	円		円	円	円		
対価の支払方法							
買収に係る農地又は採草放牧地及び附帯施設		別紙のとおり					
〔 ○ その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所 ○ その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積 ○ その農地又は採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合には、これらの権利の種類並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所 〕							
農地等売渡対価の未償還元金及び利子		未償還元金		利 子	計		
		円		円	円		
支払額内訳							
氏 名	支払額	備 考		氏 名	支払額	備 考	

(裏面)

(留意事項)

- 1 この買収令書は農地法第9条及び第12条の規定により交付されるものです。
- 2 買収の期日までに国が対価の支払又は供託をしたときは、買収に係る農地又は採草放牧地及び附帯施設の所有権は、その期日に国が取得します。
また、その農地又は採草放牧地及び附帯施設の上にある先取得権、質権及び抵

当権並びにその農地又は採草放牧地及び附帯施設についての所有権に関する仮登記上の権利は消滅し、その農地又は採草放牧地及び附帯施設についての所有権に関する仮処分の執行はその効力を失うこととなります。

- 3 国が買収の期日までに対価の支払又は供託をしないときは、この買収令書は効力を失います。

国が会計法（昭和22年法律第35号）第21条第1項の規定により、対価の支払に必要な資金を日本銀行に送金の手続をさせ、その旨をその土地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時に対価の支払をしたときとみなされます。

- 4 対価の支払方法が、当地払いとなっているときは官署支出官から小切手により、隔地払いとなっているときは官署支出官からの国庫送金通知書により又は口座振込みにより支払います。

- 5 この買収令書の受領後から対価を受け取るまでに相続があった場合は、国庫送金通知書に指定された支払機関に次のものを添えて支払機関に御持参ください。

- (1) 被相続人の除籍謄本
- (2) 対価支払請求権を相続した全員の印鑑証明書及び戸籍抄本
- (3) 相続を放棄した他の人の相続放棄承認書

- 6 この買収令書を紛失したときは直ちにこの買収に係る農地又は採草放牧地を管轄する農業委員会又は地方農政局長に届け出てください。

（農林水産大臣の権限が地方農政局長に委任されている場合）

【教示】

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長を経由して農林水産大臣に提出できますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（農林水産大臣の権限が地方農政局長に委任されていない場合）

【教示】

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に異議申立書（同法第48条で準用する同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）を提出して異議申立てをすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは異議申立てをすることはできません。）。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての異議申立て

に対する決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)

- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(記載要領)

- 1 通知の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、所有者氏名は所有者である法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 3 同一所有者の所有する土地のうち、担保権等のある土地に係る買収令書は、担保権等のない土地と区別して作成し、交付する。
- 4 別紙は、買収計画書の写を所有者ごとに仕分し、農地又は採草放牧地（及び附帯施設）に関する計画書を一括して添付する。
- 5 「買収によって消滅する担保権の種類及び権利者の住所氏名」欄は、法人の場合においては1と同様に記載する。
- 6 この買収令書は、所有者が知れないとき、その他買収令書の交付のできない場合においても作成する。
- 7 「対価の支払額」欄及び「農地等売渡対価の未償還元金及び利子」の欄は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）を適用した金額を記載する。
- 8 「対価の支払方法」欄には、次の区分に従って記載する。
 - (1) 所有者に支払う場合
「当地払いによって支払う。」又は「隔地払いによって支払う。」と記載する。
 - (2) 供託する場合
「供託する。」と記載する。
- 9 「支払額内訳」欄の「備考」欄には、「氏名」別に「当地払いによって支払う。」又は「隔地払いによって支払う。」と記載する。
- 10 買収令書の交付の相手方が、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合で、相手方の保護者（親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人）が買収令書を受け取る時は、相手方の戸籍謄本以外に保護者であることが確認できる書類を徴収するものとする。

様式例第7号の16

番 号

農地法（昭和27年法律第229号）第9条第1項の規定による買収令書の交付をすることができないので、同条第2項の規定に基づき、その内容を公示する。

平成 年 月 日

農林水産大臣

- 1 買収に係る農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 買収に係る農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積
- 3 買収に係る農地又は採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又は農地又は採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合に、これらの権利の種類並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所
- 4 買収の期日
- 5 対価
- 6 対価の支払の方法（農地法第10条第2項又は第3項の規定に基づき対価を供託する場合には、その旨）
- 7 その他必要な事項

（記載要領）

農地法第12条の規定により附帯施設を併せて買収する場合は、1から3までの「農地又は採草放牧地」を「農地又は採草放牧地及び附帯施設」と読み替えの上、その内容を記載する。

(2) 各筆対価算定調書 (その1)

(1) 土地の表示					(4) 土地の価額の算定					
所	在	地番	登記簿地目	面積 (㎡)	農業 事 情 が 類 似 す る 内 容					
(2) 買収対価						位置・形状・環境及び 収益性等				
区	分	数量又は種類 (㎡)	単価 (円)	価額 (円)			備考			
土 地	①	土地								
	②	権利								
	③	必要費								
	④	= ①-②-③								
⑤	竹木	本 ㎡								
計 ④+⑤										
(3) 土地の権利関係等の概況							位置・形状・環境及び 収益性等			
自作借入地別		1 自作地 2 借入地 3 その他			権利の価額					
権 利	耕作権	有無	1 地上権 2 永小作権 3 賃借権 4 使用貸借による権利 5 その他()			有無				
	耕作権以外の 使用収益権	有無	1 区分地上権 2 地役権 3 その他()			有無				
	担保権等	有無	1 先取特権 2 質権 3 抵当権 4 仮登記 5 仮処分							
竹木	有無	1 土地構成物として買収 2 別途買収 3 買収せず								
有 益 費	有 無	事業主体	1 国 2 都道府県 3 土地改良区 4 市町村等 5 個人							
		種類	1 農道 2 灌漑 3 圃場 4 農用地造成 5 災害 6 その他							
必要費	有無	1 災害復旧 2 修繕()								

(2) 各筆対価算定調書 (その2)

近 傍 農 地 の 取 引 価 格 比 準 方 式	評定者価額						
	評定者の氏名						
	評定者の所属・職等						
	比 準 地 I	比準地の表示					
		取引価額		円	円		
		10a 当たり 取引価格		円	円		
		買収農地の10a 当たり評定価格		円	円		
	比 準 地 II	比準地の表示					
		取引価額		円	円		
		10a 当たり 取引価格		円	円		
		買収農地の10a 当たり評定価格		円	円		
	比 準 地 III	比準地の表示					
		取引価額		円	円		
		10a 当たり 取引価格		円	円		
		買収農地の10a 当たり評定価格		円	円		
買収農地の10a 当たり平均評定価格			円	円			
上記評定価格の基礎は別紙「農地等価格評定調書」のとおり。							
対価算定に用 いた評定価額		円	買収農地 の面積	㎡	買収農地 の価額		円
(対価算定に用いた評定価格決定の根拠)							

(2) 各筆対価算定調書 (その3)

(5) 権利の価額の算定													
(a) 権利の価額													
権利の価額	円		内 訳										
	耕作権の価額	円	耕作権以外の権利の価額		円								
(b) 耕作権の価額													
耕作権の種類・内容	権利の種類		設定年月日										
	存続期間の定め		有 無	始 期 及 び 存 続 期 間		～							
	権利の内容												
算定方式	a 近傍類似農地の自作借入地価格差比準方式												
	b 近傍農地の自作借入地価格差比準方式												
a 方式	自作地		借入地		10a 当たり耕作権価格		買収農地の耕作権価格						
	採用した取引事例数	件	件										
b 方式	自作地		借入地		10a 当たり耕作権価格割合		買収農地の土地の価額		買収農地の耕作権価額				
	採用した取引事例数	件	件										
算定の基礎 (a 方式 b 方式に共通)	所在	地番	地目	面積 (㎡)	取引価額 (円)	10a 当たり価額 (円)	所在	地番	地目	面積 (㎡)	取引価額 (円)	10a 当たり価額 (円)	耕作権価格割合 (%)
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
10													
平均値					円						円	%	
備 考													

(2) 各筆対価算定調書 (その4)

(6) 竹木の価額				
樹 種	数 量 本(㎡)	単 価 (円)	価 額 (円)	
計				
算定の基礎は「附帯施設の対価算定調書」の「第2表立木」のとおり。				
(7) 必 要 費				
種 類	支 出 した 必要費の額 (円)	償 還 時 期	買収期日における 複利現価額 (円)	備 考
計				
必要費の算出の基礎				

農地等価格評定調書

評定年月日					(a) 比準地の位置・形状・環境・収益性等						
評定者											
所属職氏名											
評定価格											
評定すべき農地				評定価格 (10 a 当たり)							
所在	地番	地目	面積 (㎡)								
				円							
評定の基礎						(c) 評定価格及びその評定の基礎					
						① 評定価格(10 a 当たり) _____ 円					
						② 評定の基礎					
(1) 評定すべき農地の位置・形状・環境及び収益性					(4) 比準地 (Ⅲ)						
					所在	地番	地目	面積 (㎡)	取引価額		
									総額	円	
									10 a 当たり	円	
(2) 比準地 (Ⅰ)					(a) 比準地の位置・形状・環境・収益性等						
所在	地番	地目	面積 (㎡)	取引価額							
				総額	円						
				10 a 当たり	円						
(a) 比準地の位置・形状・環境・収益性等					(c) 評定価格及びその評定の基礎						
					① 評定価格(10 a 当たり) _____ 円						
					② 評定の基礎						
(b) 取引事情					(5) 平均評定価格						
					比準地(Ⅰ)		比準地(Ⅱ)		比準地(Ⅲ)		
					円		円		円		
					10 a 当たり評定価格						
(c) 評定価格及びその評定の基礎					(Ⅱ)		(Ⅰ)		(Ⅰ)		
① 評定価格(10 a 当たり) _____ 円					(Ⅰ)		(Ⅱ)		(Ⅲ)		
② 評定の基礎					(Ⅲ)		(Ⅲ)		(Ⅱ)		
(3) 比準地 (Ⅱ)					(Ⅰ)		(Ⅱ)		(Ⅲ)		
所在	地番	地目	面積 (㎡)	取引価額		評定価格		平均評定価格10 a			
				総額	円		円				
				10 a 当たり	円		の合計額		円		

比 準 価 格 算 定 表

1 事例地の所在及び地番等

番 号	所 在 及 び 地 番	取 引 時 点	取 引 価 格	取 引 の 事 情
1			円	
2				
3				
4				

2 対象地の所在及び地番

3 価格判定の基準日 平成 年 月 日

4 価格の算定

事例地番号	事例地の価格	事情補正	時点修正	地域要因の比較	個別的要因の比較	比準価格
1	円					円
	$\times \frac{100}{(\quad)} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} =$					
2						
	$\times \frac{100}{(\quad)} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} =$					
3						
	$\times \frac{100}{(\quad)} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} =$					
4						
	$\times \frac{100}{(\quad)} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} =$					
価 格 の 査 定						円

田地調査及び算定表

その1

地 域 要 因								
条件	項目	細 項 目	取引事例地No. の属する地域		評価対象地の属する地域		格 差	計
			内 容		内 容			
交通・接近条件	交通の便否	集落との接近性	最寄集落まで約 () m		最寄集落まで約 () m			
			優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る				
		出荷的集出荷地との接近性	集落から集荷地まで約 () m		集落から集荷地まで約 () m			
		農道の状態	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る			() 100	
自然条件	地 勢	傾斜の方向	() 向		() 向			
		優る 普通 劣る	優る 普通 劣る					
	傾斜の角度	() 度		() 度				
		優る 普通 劣る	優る 普通 劣る					
	土壌の状態	土壌の良否	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る				
	かんがい排水の状態	かんがいの良否	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る				
		排水の良否	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る				
災害の危険性	水害の危険性	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る					
	その他の災害の危険性	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			() 100		
行政的条件	行政上の規制の程度	行政上の規制の程度	弱い 普通 強い	弱い 普通 強い				
	行政上の助成の程度	補助金・融資金等による助成の程度	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			() 100	
その他	その他	その他	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			() 100	
地域要因の比較			交通・接近条件	自然的条件	行政的条件	そ の 他	合 計	
			() 100	() 100	() 100	() 100	= () 100	

(注) 本表を作成するに当たっては「土地価格比準表〔六次改訂〕(国土交通省土地・水資源局調査課)」の農地価格比準表(平成6年3月15日付け6国土第56号)に準じるものとする。

その2

個 別 的 要 因								
条件	項 目	細 項 目	取引事例地No.		評価対象地		格 差	計
			内 容		内 容			
交通・接近条件	集落との接近の程度及び農道の状態	集落との接近性	最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る		最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			$\frac{(\quad)}{100}$
		農道の状態	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る		優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			
自然条件	日照の状態	日照の良否	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る		優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			$\frac{(\quad)}{100}$
		土壌の状態	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る		優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			
	保水の良否	保水の日数約 () 日 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る		保水の日数約 () 日 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る				
		礫の多少		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		
	かんがい排水の状態	かんがいの良否	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る		優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			
		排水の良否	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る		優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			
	災害の危険性	水害の危険性	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
		その他の災害の危険性	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
画地条件	耕耘の難易	地 積	画地の地積 () アール 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る		画地の地積 () アール 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			
		形 状	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
		障害物による障害度	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		$\frac{100 \times (\quad)}{100}$	
行政的条件	行政上の規制の程度	弱い 普通 強い		弱い 普通 強い				
	行政上の助成の程度	補助金・融資金等の助成の程度 優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		
その他	その他	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		
個別的要因の比較			交通・接近条件	自然的条件	画地条件	行政的条件	その他	合計
			$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$					

畑地調査及び算定表

その1

		地 域 要 因												
条件	項 目	細 項 目	取引事例地No. の属する地域					評価対象地の属する地域					格 差	計
			内 容					内 容						
交通・接近条件	交通の便否	集落との接近性	最寄集落まで約 () m					最寄集落まで約 () m						
			優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る		
		出荷的集荷地との接近性	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る		
		農道の状態	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る		() 100
自然条件	地 勢	傾斜の方向	() 向傾斜					() 向傾斜						
		優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る			
		傾斜の角度	() 度					() 度						
	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る				
	土壌の状態	土壌の良否	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る		
排水の良否		優る	普通	劣る	優る	普通	劣る							
	災害の危険性	水害の危険性	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る				() 100		
行政的 条件	行政上の規制の程度	行政上の規制の程度	弱い	普通	強い	弱い	普通	強い						
	行政上の助成の程度	補助金・融資金等による助成の程度	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る					() 100	
その他	その他	その他	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る				() 100		
地域要因の比較			交通・接近条件	自然的条件	行政的 条件	そ の 他					合 計			
			() 100	×	() 100	×	() 100	×	() 100	=	() 100			

(注) 本表を作成するに当たっては「土地価格比準表〔六次改訂〕(国土交通省土地・水資源局調査課)」の農地価格比準表(平成6年3月15日付け6国土地第56号)に準じるものとする。

その2

個 別 的 要 因								
条件別	項目	細項目	取引事例地No.		評価対象地		格差	計
			内 容		内 容			
交通・接近条件	集落との接近の程度及び農道の状態	集落との接近性	最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る		最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る			$\frac{(\quad)}{100}$
		農道の状態	優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る			
自然条件	日照の状態	日照の良否	優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る			$\frac{(\quad)}{100}$
	土壌の状態	土壌の良否	優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る			
		礫の多少	優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る			
		作土の深さ	作土層 () c m 優る やや 普通 やや 劣る		作土層 () c m 優る やや 普通 やや 劣る			
		排水の良否	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
	災害の危険性	災害の危険性	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
画地条件	耕耘の難易	地 積	画地の地積 () アール 優る 普通 劣る		画地の地積 () アール 優る 普通 劣る			$\frac{100 \times (\quad)}{100}$
		傾斜の角度	() 度 優る やや 普通 やや 劣る		() 度 優る やや 普通 やや 劣る			
		形状不整及び障害物による障害の程度	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
行政的条件	行政上の規制の程度	行政上の規制の程度	弱い 普通 強い		弱い 普通 強い			$\frac{(\quad)}{100}$
	行政上の助成の程度	補助金・融資金等の助成の程度	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
その他	その他	そ の 他	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			$\frac{(\quad)}{100}$
個別的要因の比較			交通・接近条件	自然的条件	画地条件	行政的条件	その他	合計
			$\frac{(\quad)}{100}$	$\times \frac{(\quad)}{100}$	$\times \frac{(\quad)}{100}$	$\times \frac{(\quad)}{100}$	$\times \frac{(\quad)}{100}$	$= \frac{(\quad)}{100}$

(記載要領)

[総括的事項及び農地等対価算定総括表]

I 総括的事項

- 1 農地等対価算定調書は、買収に係る農地等の実態を関係書類及び現地調査により確認して作成する。
- 2 農地等対価算定調書を作成する手順は次のとおりとする。
 - (1) 当該農地等の位置、形状、環境、収益性等及びその農地等の上にある権利・地上物件を明らかにする。
 - (2) 「農地等価格評定調書」により必要な調査・計算等を行い、評定の結果を各筆対価算定調書(その2)へ転記する。
 - (3) その農地等の上にある権利の価額、竹木の価額及び必要費の算定を行い、その結果を各筆対価算定調書(その3)及び(その4)へ転記する。
 - (4) 各筆対価算定調書(その2)の「買収農地の価額」、各筆対価算定調書(その3)の「権利の価額」、各筆対価算定調書(その4)の「竹木の価額」、「必要費」を各筆対価算定調書(その1)の「(2)買収対価」欄に転記し、農地等対価算定総括表を作成する。

II 農地等対価算定総括表

- 1 「所有者の住所氏名」欄には、所有者が法人である場合、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 「地目」欄には登記簿の地目を記載する。

[各筆対価算定調書(その1)]

- 1 「(2)買収対価」欄について
 - (1) 各筆対価算定調書(その2)から(その4)までの結果を転記し、必要な計算をする。
 - (2) 「土地」欄の単価は、10a当たりの平均価格を記載する。
 - (3) 「権利」欄は、数量又は種類に権利の種類及び当該対象面積を記載し、「単価」欄は10a当たりの価格を記載する。
 - (4) 「必要費」欄は、単価がない場合斜線を引く。
 - (5) 「竹木」欄は、数量又は種類に樹種とその数量を記載する。
- 2 「(3)土地の権利関係等の概況」欄は、該当するものを○でかこむ。
- 3 「(4)土地の価額の算定」欄について
位置・形状・環境・収益性等については、買収に係る農地等及びその近傍土地の地価形成上の主要な個別的要因を記載する。したがって、具体的事案において記載すべき要因をあらかじめ定めることは困難であるが、一応共通して考えられる個別的要因は、次のとおりである。
 - ア 位置……集落との接近の程度、農道の状態等
 - イ 形状……耕うんの難易等
 - ウ 環境……日照の状況、土壌の状況、かんがい排水の状態、災害の危険性等
 - エ 収益性……単位面積当たり収穫量等
 - オ 一般の取引における価格形成上の諸要素……行政上の規制の程度、宅地化等の影響の程度 等

[各筆対価算定調書(その2)]

- 1 本調書は、評定者が作成した農地価格評定調書より転記する。
- 2 「対価算定に用いた評定価額」欄は、これを求める方法として、評定者ごとの「買収農地等10a当たりの平均評定価格」の値を平均して用いる場合、評定者の平均評定価格を基礎として別の評定者の平均評定価格を修正して求める場合があるが、最終的に採用された評定価格を記載する。
- 3 「対価算定に用いた評定価格決定の根拠」欄は、評定者ごとの平均評定価格から対価算定に用いた評定価額を決定した方法及び理由を記載する。

[各筆対価算定調書(その3)]

- 1 「(5) 権利の価額の算定」について
 - (1) 存続期間の定めのある耕作権は、当該耕作権の買収時の契約に係る始期及び終期の年月を記載する。
 - (2) 「権利の内容」欄は、いわゆる慣行耕作権、用途制限等の地価形成に影響する事

項を記載する。

- (3) 「算定方式」欄については該当するものを○でかこむ。
- 2 近傍似類似農地等の自作借入地価格差比準方式について
 - (1) この欄は、買収に係る農地の近傍類似の農地等であって自作地であるものの最近1年間における取引価額と買収に係る農地等の近傍類似の農地等であって買収に係る農地等における耕作権と類似の耕作権があるものの最近1年間における取引価額との10a当たりの差額を求め、これに買収に係る農地等の面積を乗じて算出する。
 - (2) 「算定の基礎」欄は、採用した取引事例を事例ごとに記載するが、自作地、借入地ともに買収農地等の近傍類似地であるものを採用して記載する。なお、a方式を採用するときは「耕作権価格の割合」を記載しなくてもよい。
- 3 近傍農地の自作借入地価格差比準方式について
 - (1) この欄の記載に当たっては、買収に係る農地等と農業事情が類似する区域内にある農地等であって買収に係る農地等の上にある耕作権と類似の耕作権があるものの最近3～5年間における10a当たりの取引価格とその取引価格に係る農地等の近傍類似の自作地の10a当たりの取引価格との差額を求め、当該自作地の10a当たりの取引価格に対する割合を、買収に係る農地等の土地の価額に乗じて算出する。
 - (2) 「算定の基礎」欄の取引事例は、取引がほぼ同じ時期に行われた自作地と借入地の一对を単位とし、一对以上を採用する。
 - (3) 「算定の基礎」欄の耕作権価格の割合の平均値は、上記の(2)によって採用した自作地と借入地との一对ごとに求めた耕作権価格の割合を集計した総数を採用した取引事例数で除して求める。
 - (4) 買収農地等の土地の価額は、各筆算定調書(その1)の(2)買収対価欄の土地価額を転記する。

[各筆対価算定調書(その4)]

- 1 「必要費」の「種類」欄は、例えば平成○年○号台風の災害復旧、平成○年用水施設修理費等とその必要費を支出した根拠と内容を記載する。
- 2 特別の必要費とは、天災その他一般に予期することのできない事情に基づいて支出を要した費用であり、通常必要費とは物の本来の性状を維持するための費用のうち特別の必要費以外の必要費であるから、農地法関係事務処理要領(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。)別紙1の第7の3の(1)のイの(ウ)に定める区分により必要費を算定する。
- 3 必要費に係る工事等の種類ごとにその内容、施工者及び必要費算出の基礎を記載する。

[農地等価格評定調書]

- 1 精通者に評定を依頼する場合には、自由に評価するのではなく評定の観点、算定方法等を指示して行うものとする。
- 2 事務処理要領別紙1の第7の3の(1)のエの(イ)により精通者に評定を委託する場合の精通者は、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条第3号に規定する不動産鑑定業者、銀行、不動産の鑑定評価について信用ある法人等であること。
- 3 評定すべき農地及び比準地の位置、形状、環境及び収益性等については、各筆対価算定調書(その1)の記載要領3と同じ趣旨により記載する。
- 4 各比準地は耕作目的の通常取引と認められるものを採用する。
- 5 「各比準地」欄の取引事情は、その農地等の価格に影響を及ぼす取引事情を記載する。
- 6 評定価格及びその評定の基礎については、事務処理要領別紙1の第7の3の(1)のアを参照して記載する。
- 7 比準価格算定表により求められた各事例地の比準価格等を基礎として、本調書を作成する。

[比準価格算定表(田地、畑地調査及び算定表)]

- 1 本表は、農業委員会等の協力を得て、現地調査により作成する。
- 2 本表を作成するに当たっては「土地価格比準表〔六次改訂〕(国土交通省土地・水資源局調査課)」に準じるとともに、土地価格比準表中、農地価格比準表を参考とする。

様式例第7号の18

令第25条第2項第1号による算定調書

a 粗 収 入	b 農 業 経 営 費	c 純 収 益 a - b	d 還 元 利 回 り	e 収 益 価 格 c ÷ d

(記載要領)

10 a 当たり金額で計算を行い、収益価格の欄の金額に算定対象面積を乗じて対価算定をする。

様式例第7号の19

令第25条第2項第2号による算定

素 地 価 格						土地改良又は 保全等の工事 費等 b	算定価格 a + b
取得価格	事情補正	時点修正	個別要因補正	地域格差補正	標準化した素地 価格 a		

(記載要領)

10 a 当たり金額で計算を行い、算定価格の欄の金額に算定対象面積を乗じて対価算定をする。

様式例第7号の20

令第25条第2項第3号による算定調書

算定対象土地の固 定資産税評価額 a	算定対象土地の近 傍の土地の固定資 産税評価額 b	算定対象土地の近 傍の土地の価額 B	固定資産税評価額 の比率による価額 $\left(a \times \frac{B}{b} \right)$	修正率	算定価格

(記載要領)

- 1 本算定方法の採用に当たっては、算定対象土地の価額と固定資産税評価額が比例することを確認する。
- 2 近傍の土地として農地を採用する場合は、農地の取引が追加的地片取引のため売買価格の割高を修正する（修正率：100分の55）。

第2表 立木

整理 番号	立木の所在		樹種	市場価格があり 伐期到達			市場価格があり 伐期未到達			市場価格がない			算定合計	
	所在	番号		数量	単価 円	価額 円	数量	単価 円	価格 円	数量	単価 円	価格 円	数量	価 格 円

第3表 工作物

整理 番号	工作物の 所在		工作物 の種類	推定再 築造費 (P)	耐用年数 (m)	経過年数 (n)	築造費又は取 得費のうち所 有者が負担し た分の割合(Q)	算定価額 $P \left(\frac{m-n}{m} \right) Q$ 円
	所在	地番						

第4表 権利の価額

整理 番号	権利の存する 土地の表示				権利の 種 類	権利の 内 容	契約 期間	残存 期間	権利の価額 円	権利の価額 の算出基礎 円
	所在	地番	地目	面積 ㎡						

(記載要領)

1 第1表について

- (1) 買収土地の条件が異なるため買収土地の近傍農地を2以上設定した場合は、付属1から4までについて設定数に応じて作成する。
- (2) 買収土地の近傍の農地の評価額の算定基礎となった資料を別紙として添付する。
- (3) 取引価額については、売買契約書、代金領収書、聴取等を基礎に記載する。

2 第2表について

立木の種類が果樹その他これに類するものにあつては、「市場価格があり伐期到達」欄に収益樹の算定結果を記載し、「市場価格がない」欄に未収益樹の算定結果を記載する。